

竹ん子の会

ニュースレター

みふね

御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

号外 

竹ん子の会 会長 吉井博

電話 090-4473-7798

平成26年10月27日

「御船竹バイオマス問題住民訴訟」判決

山本町長 敗訴！

町長に約1億円の賠償請求決定！
山本町長の違法行為を断罪！！

竹バイオマス問題により町民が受けた約3億円の被害について、平成23年6月14日に提訴された裁判がついに判決を迎えました。

裁判所は、山本町長の違法行為により町に損害が生じたとして、山本町長に対し、約1億円の賠償請求を命じました。



町民有志勝訴の瞬間 熊本地裁にて

住民の主張が裁判所から認められました！

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

*会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>

ウラヘ⇒

住民説明会のご案内

日時 11月9日（日）

午後 1 時30分から

場所 「街なかギャラリー」南蔵にて

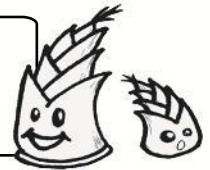
御船竹バイオマス住民訴訟の提訴から約3年3ヶ月が経ちました。これまでの裁判の経過とともに、判決の内容についてわかりやすくご説明いたします。

当日は住民側の弁護士も出席していただく予定です。

今回の判決を踏まえ、よりよい御船町のあり方を考える機会になればと思っております。

竹ん子の会 会長 吉井博

議会傍聴に行きましょう！



日時 11月7日（金）午前10時開会

場所 御船町役場 3 階

10日に開会予定だった議会が、7日に変更されました

判決を受けて、町が高裁へ控訴するには町議会の議決が必要です。11月議会でそのことが審議されることになると思われます。

住民からの住民監査請求を受けて町監査委員は、平成23年4月、町長個人の責任を断罪する勧告を出しました。そして今回、裁判所も町長個人の違法行為を認定しました。

現在、町長の主張は公的に全く認められていません！

このような状況で、これ以上町民の税金を使って裁判を継続する事は許されません。控訴するなら、山本町長個人で控訴すべきです。

皆さんで議会を傍聴し、町長と議員の判断を見守りましょう。

平成26年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ぱるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで